

日蓮大聖人御書全集

なんぶのろくろうどのごしよ

南部六郎殿御書

新版

1806

フ

1807

なんぶのろくろうどのはじょ

南部六郎殿御書

文永 8年(71) 5月16日 50歳 波木井実長

眠れる師子に手を付けざれば瞋らズ、流れにさおを立て
ざれば浪立たズ、謗法を呵責せざれば留難なし。

「もし善比丘あつて、法を壊る者を見て、置いて、呵責せ

「もんば」の「置」の字をおそれずんば、今は吉し、後を御らん
ぜよ、無間地獄疑いなし。故に、南岳大師、四安樂行に云

わく「もし菩薩有つて、悪人を將護して治罰すること能わ
ず、それをして悪を長ぜしめ、善人を惱乱し、正法を敗壞

せば、この人は實には菩薩にあらず。外には詐侮を現じ、常にこの言を作さん。『我は忍辱を行ず』と。その人は命終して、諸の悪人とともに地獄に墮ちん』云々。

十輪經に云わく「もし誹謗せば、応に共住すべからず、また親近せざれ。もし親近し共住せば、即ち阿鼻地獄に趣かん」云々。梅檀の林に入りぬれば、たおらざるにその身に薰ず。誹謗の者に親近すれば、修するところの善根ことごとく滅して、ともに地獄に墮落せん。故に、弘決の四に云わく「もし人、本惡無きも、悪人に親近せば、後必ず悪人

と成り、悪名天下に遍からん」。

ほうぼう

ないげ

こつか

ふた

げ

およそ謗法に内外あり。国家の二つこれなり。外とは、

にほんろくじゅうろくかごく

ほうぼう

きんせい

おうじょう

おうじょうここえ

そし

日本六十六箇国の謗法これなり。内とは、王城九重の謗り

ないげ

そうびよう

しゃしょく

そうびよう

かみ

かみ

す

これなり。この内外を禁制せざれば、宗廟・社稷の神に捨てられて、必ず國家亡ぶべし。いかにと云うに、宗廟と

かなら

こつかほろ

い

そうびよう

は国王の神を崇む。社とは地の神なり。稷とは五穀の総名、五穀の神なり。この両神、法味に飢えて国を捨て給

そうみよう

こくおう

たましい

あが

しゃ

りょうじん

ほうみ

う

くに

す

たも

うが故に、国土既に日々衰減せり。故に、弘決に云わく「地

ひろ
ひろ
けい
けい
ふう
ふう
しゃ

広くして敵を尽くすべからず。封じて社となす。稷とは、

謂わく五穀の総名にして、即ち五穀の神なり。故に、天子

すなわ

ごごく

かみ

ゆえ

てんし

の居する所には宗廟を左にし、社稷を右にし、四時・

ごぎょう
ところ

そうびょう
ひだり

しゃしょく
みぎ

ほうぼう
こえあ

しあわせ
たいさん

し
じ

五行を布き列ぬ。故に、國の亡ぶるをもつて社稷を失う

ゆえ

さんげだいし
くに

ほうぼう
こえあ

しあわせ
たいさん

ばんみん

となす」。故に、山家大師は「國に謗法の声有るによつて万民

かず
げん

いえ
さんきょう
つと

しちなんかなら
こえあ

たいさん

数を減じ、家に讃教の勤めあれば七難必ず退散せん」と。

故に、分々の内外有るべし。

ごがつじゅうろくにち

にちれん

かおう

日蓮 花押

五月十六日

なんぶのろくろうどの

南部六郎殿